組合ニュース

平成23年度（第47期）通常総会開催

～四季を五感で味わう和のくつろぎの老舗旅館水明館において～

総会出席者が定款の定則数に達しているとの事務局発声があり、式次第により議事が進行した。恒例の藤野理事長の挨拶（裏面）で始まり審議に入りました。

議案審議

議長に米田健司副理事長が指名され、4議案の審議がなされた。

第1号議案の事業報告は、事務局より7定例と臨時1の8理事会について詳細な説明がなされた。通年では、枚方問題が度々審議された。概略は4名の弁護士団を結成し、人口40万の特例都市枚方市環境保全部と組合・枚方支部との第一回目の面談を4月に持ったが、以後協議開催にはいたりませんでした。苦慮し、7月23日大阪地裁に調停をお願いしましたが、8月26日民事調停の場で現時点での枚方市の協議意思なしを確認し調停不成立に終わった。

その後大阪府環境衛生課に報告し、9月29日環境省廃棄物対策課を訪問した。

また、調停の際、話題になった平成2年静岡地裁の静岡市合特法裁判例の確認調査のため原告企業を11月9日訪問し10年間の裁判経過を聴取し意見交換をした。

それらの調査事項を参考に23年度の活動を考慮中です。

3月29日の緊急理事会については、3月11日に発生した東日本大震災に関し大阪府からの依頼や業界の要望により現地救援のためバ

発行所
大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7－25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

キュームカー等の派遣を検討し4月4日に敦賀港に集結する予定でしたが、岩手県の体制が整備されたとの連絡により3月30日午前に中止した。なお、100万円の義援金を早期に供出するようにとの複数の若い理事から提案があり3月19日に赤十字社に送付した。

第2号議案22年度収支決算書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、並びに余剰金処分案承認に関する件については、脇田隆博税理士事務所長の脇田顧問税理士より説明があった。

なお、事業収入の受注斡旋手数料や一般経費の特別損失についての質疑があり、執行経過や理事責任等を踏まえた答弁を　藤野理事長が行なった。

また、これらの監査結果は(株)前田環境の外村文昭監事から適正かつ妥当であるとの報告がなされた。

さらに第3、第4号議案の23年度事業計画や収支予算案について慎重審議がなされ満場一致で承認された。

第5号議案の役員改選については米田議長より各地区の新役員の発表があった。

大阪地区（柾木、岸田、1名保留）北摂（野中）河北（三ッ川、1名保留）堺（米田）河南（藤野）泉南（森、辻、南、松藤）中央（永田、齋藤、畑中）。

なお、米田議長よりもう一期藤野氏にお願いしたいとの特別提案があり多数の拍手により承認された。

理事長 藤野氏 就任の挨拶

再選して頂いたことに改めて責任の重さを痛感しております。組合員各位におかれましては、数年前より機会があるたびに申し上げてきた「浄化槽市町村整備推進事業」への理解をより一層深め、行政へ積極的に提案できるよう活動して頂きたいと思います。

下水道面整備の集合処理に較べて、イニシャルコスト・ランニングコスト・設置の工期はもとより、今回の大震災のような危機管理において、排水処理機能の回復の迅速さは浄化槽による個別処理が圧倒的に優位性を示しております。本来ならば、これを生業とする当組合員こそが、「浄化槽の優秀さ」を率先して広報喧伝に努めなければなりません。

長年お世話になった組合への「最後のご奉公」と思って大役を務めさせて頂きますので、ご支援・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

会長就任のご挨拶

社団法人 大阪府環境水質指導協会会長　辻　精一郎

私は、この5月に勝部前会長の後を受けまして（社）大阪府環境水質指導協会の会長を仰せつかりました辻と申します。それから、新事務局長の山本です。よろしくお願い申し上げます。

早くご挨拶にと思っておりましたが、なかなか機会がなく今日になってしまいました。

日頃は、当協会の業務に関しまして色々とご協力いただきまして厚く御礼申し上げます。また、お忙しい中、貴重な時間を頂き誠にありがとうございます。

私は、3年間の間、浄化槽業務から離れておりまして、この業界とはあまりなじみがないかとは思いますが、理容師美容師の国家試験を行っている(財)理容師美容師試験研修センターで若い人を相手に楽しく仕事をしておりました。このたび、3年ぶりで浄化槽業務に取り組むこととなり一から頑張りたいと思っております。

当協会もご存じのとおり厳しい状況にあります。浄化槽申請件数も昔に比べて激減いたしておりまして、その原因も経済状況とか理由は色々あろうかと思いますが、厳しくなってきたというのが3年間のブランクを置いて帰って来て感じたことで有ります。

今後、どのように浄化槽事業を立て直すのか汗と知恵を絞って取り組まなければなりません。そのためには貴組合と当協会とは車の両輪のように協力し合って進んでいくことが大切と考えております。貴組合のご支援ご協力がなければうまくいくはずがありません。

今後浄化槽をどのように盛り返すのかを皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。色々な機会をとらまえてご相談をさせていただきたいと思っております。

今後浄化槽業務で10年20年と長期間の仕事を確保していけるよう努力したいと考えておりますのでご協力よろしくお願い致します。

（平成23年6月15日㈬に開催した6月度定例理事会での辻会長挨拶を文章化したものです。）

残暑お見舞い申し上げます（平成23年）

理事長　藤野静男
副理事長 総務委員長　川口廣次郎
理事　柾木隆弘
理事　畑中政浩
理事　松藤次郎
理事　南和天
副理事長 統制渉外委員長　米田健司
理事　三ッ川浩一
理事　岸田正義
理事　森広治
理事　齋藤純代
理事　松本えり奈
広報委員長（理事長兼務）
理事　永田伊智朗
理事　辻貴之
理事　野中久泰
監事　外村文昭
青年部委員長　金澤一也

中国遼寧省汚水処理協力事業報告書

平成23年（2011年）3月

府民文化部都市魅力創造局国際交流・観光課
健康医療部環境衛生課
都市整備部下水道室

平成23年2月24日㈭午前　貝塚市集合住宅の浄化槽の視察

（説明者）

・大阪府住宅まちづくり部　住宅経営室施設保全課
・大阪府立公衆衛生研究所
・大阪府住宅供給公社、（財）関西環境管理技術センター、大阪府衛生管理協同組合

（概　要）

・下水道整備がなされていない地域での集合住宅（府営王子住宅）における汚水処理として使用されている浄化槽の見学。
・浄化槽はし尿と生活雑排水を処理する合併処理浄化槽で、FRP製の工場製品。
・当浄化槽は百戸を対象とし、四百人槽、計画水量は80㎥／日。
・処理方式は接触ばっ気方式で、三次処理施設を有し、放流水質はBOD：10㎎／L以下。
・現在は未入居のところもあり、52㎥／日の処理を行っており、計画水量に比べかなり少ない。

（質疑応答）

Q1　FRP製を採用した理由とは何か。処理規模が判断基準したか。

A1　FRP製浄化槽の採用については、処理人員の規模が比較的に小さく、施工性及び建設コストも低く抑えられることから、FRP製浄化槽を採用した。

Q2　工事の期間はどのぐらいか。

A2　一般的なFRP製浄化槽の設置に係る工期については、約3ケ月程度

Q3　汚泥は沈殿槽、汚泥状態の調整と汚泥の引き抜きなどは期間を定めて行われているのか、あるいは汚泥貯留量などを目安に行われているのか。

A3　調整についてはタイマーによる制御を実施。
・沈殿槽（二次処理）No.1、No.2各1日6回、各5分間の汚泥引き抜き（濃縮貯留槽へ）を実施。
・最終沈殿槽（三次処理）1日2回、各5分間の汚泥引き抜き（濃縮貯留槽へ）を実施引抜は流入水質を基に浄化槽の処理能力を踏まえ汚泥引抜量を決定しており、現時点での汚泥搬出量は設計当初からの流入水量・水質の変化を考慮し、引抜汚泥量の算出を行っている。
※現在の汚泥搬出は、毎月1回（毎月15日前後）に7㎥搬出。

Q4　職員が常住する必要はあるか。

A4　常駐はしていないが次のようなこと考慮にして、1日1回点検を実施している。
・水質に変動があった場合、迅速に対応ができる。
・動力、電力の使用量を調べることで、設備の故障が明らかとなる場合がある。
・薬筒内で消毒薬がブリッジ状となり、残留塩素が出ていない場合がある。
・透視度の確認により、移流汚水量を調節する必要がある場合がある。

（遼寧省での活用）

・遼寧省では1戸建て住宅が少なく、集合住宅が非常に多い。
・特に新しいものでは、日本の高層ビルのような、高い建物が多い。
・下水道の整備がなされていない地域や下水処理場からかなり距離があり、管路工事に相当な期間、費用が発生する場合は、今回見学した、中・大型の浄化槽の設置が有用と考える。
・日本では浄化槽の設置は集合住宅1つにつき、一つの浄化槽が原則であるが、遼寧省にはこのような規制がないため、複数の集合住宅に1つの処理施設を設置するのが効率的ではないかと考える。
・なお、浄化槽から発生する汚泥の処理や維持管理に関するノウハウがないため、浄化槽を導入するにはソフト面の強化も必要である。

平成23年度通常総会　総会開催にあたって

理事長　藤野静男

本日は第47期総会に早朝から遠路ご出席いただきありがとうございます。また、日頃は組合運営にご指導、ご協力を賜りこの場をおかりして御礼申し上げます。

我々し尿等の液状業界関係者は下水道の普及により業務は著しく減少しています。私の調査では平成17年度十八万基の浄化槽が平成21年度末には十七万基に減少しました。5年間で一万基の減少は、毎年二千基の減少です。しかし、増加した部分もあります。平成22年度では、新設千四百基、改造二百四十基増えて、合計千六百六十基の増加となっています。年間二千基の廃止を考えると、1年で三百五十基の減少です。

私は思ったより減るのは少ないと考えています。汲み取りは将来0になると思います。浄化槽は十万基残ります。そして市町村設置型浄化槽は永久に残ります。全国では下水道、農集、浄化槽の住み分けができつつあります。我々の業界は0にはならない、皆で共にがんばっていきたいと思います。未曾有の3月11日東日本大震災に対しては、皆様のご厚志を3月19日に百万円の義援金として日本赤十字社にお届けいたしました。また、被災地にバキュームカーを派遣すべく大阪府と協議していましたが、3月30日被災地の体制が整い中止となりました。

これから審議をはじめますが、後で役員改選もあります。皆様の慎重な審議をお願い致し、挨拶とさせていただきます。

岐阜県下呂温泉水明館へ

平成23年度通常総会開催が5月17日岐阜県下呂温泉水明館で開催。

降ったり止んだりの小雨模様の難波体育館近くの幹線道路にバスを停車し、予定時間の8時より10分早く全員集合し、いざ郡上八幡へと出発した。思ったよりスムーズに名神高速より東海北陸自動車道に入り郡上八幡ICで降り、昼食に鮎料理を堪能した後、郡上八幡博覧館を訪れた。

入口近くの見学コースで浴衣姿の美人から春駒やかわさき等の郡上おどりの手ほどきを受けた博覧館を出て、江戸時代にタイムスリップした清流の城下町をしばらく散策した。水明館でのめずらしく長びいた総会と楽しいひとときの宴席を終え一日が終わりました。

翌日は高山の朝市を見てまわり、千島町の歴史あふれるからくり屋台で有名なまつりの森を見学した。飛騨高山の伝統ある祭屋台や直径2m余りの大太鼓には圧倒され、伝統文化の重みを感じた一日でした。

未解決市町村に対し合特法に基づく支援措置協議の迅速な促進を要望

さて、当組合は一昨年7月、府下市町村を対象に「合特法に基づく支援措置」に関し独自の実態調査を行いました。ご承知のように「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」の制定から三十有余年が経過しております。大阪府は「太閤下水」に象徴されるように、我が国でも有数の下水道先進地域であるにも関わらず、昨年の調査では「合特法に基づく支援措置」を行っていると回答があったのは、府下42市町村のうち半分にも満たない16市町村のみでありました。（注：行政当局と地元組合員との認識が一致していない場合もあります。）

代替業務の提供あるいは転廃業支援等の措置により、この問題が解決済みであるのは以下の市町村です。能勢町、豊能町、島本町、豊中市、和泉市、泉大津市、岸和田市、泉佐野市、泉南市、岬町、藤井寺市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村。これらの市町村での解決は、言うまでもなくその地域の組合員が長年に亘って交渉を続けた結果、ようやく成果を得たものであり一朝一夕で成ったものは一つとしてありません。

下水道の面整備という集合処理が普及することは時代の趨勢でありますが、効率性や経済性の尺度で計れば人口過疎地区の面整備は必然的に後回しとなります。我々、大阪府衛生管理協同組合は多年にわたり、し尿収集運搬業・浄化槽清掃業を通じて地域の環境衛生の向上に少なからず貢献してきたという自負があります。いわゆる「最後の一軒」が下水道に接続されるその日まで、我々組合員は誠意を以てこの業務に精励する覚悟であります。

しかし経営存続なくして事業継続はできません。代替業務の提供等により経営基盤が安定してこそ、本来の業務が遂行できるのです。

市町村自治事務である一般廃棄物の適正処理を今まで以上に確保するためにも、「合特法」に基づく支援措置の協議の迅速な促進を、関係各位の方々に改めて切にお願い申し上げる次第です。

要望書提出先市町村

茨木市・貝塚市・河内長野市・柏原市・門真市・交野市・熊取町・堺市長・四条畷市・吹田市・摂津市・高槻市・大東市・高石市・忠岡町・寝屋川市・阪南市・羽曳野市・東大阪市・枚方市・松原市・箕面市・池田市・守口市・八尾市・田尻町。（順不同）

平成23年3月18日

大阪府下市町村長　殿

大阪府衛生管理協同組合
理事長　藤野静男

要望書

拝啓　孟春の候、貴市におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は環境行政にご指導賜り厚く御礼申し上げます。

明治27年大阪市の下水道着手を皮切りに、平成21年度末には府下下水道普及率は93.7%に達しました。その反面長年にわたり貴市許可の下、し尿収集運搬業・浄化槽清掃業を生業としてきた本組合員は経営存続の危機に直面しております。

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（合特法）」制定から35年。平成22年7月17日付の当組合事務局の実態調査では、府下43市町村の中で、浄化槽清掃に関し「合特法に基づく支援措置」を採り解決しているのは僅かに16市町村のみです。現在協議中の市町村もあれば、協議すら行われていない市町村があるのも事実です。

「最後の一軒」が下水道に接続されるその日まで当組合員は、この生業を通じて地域の環境衛生向上に貢献する覚悟を有しておりますが、経営存続なくして事業継続は不可能となります。ここで改めて、市町村の自治事務である一般廃棄物適正処理を確保するために、当組合員への支援措置等を含む「合特法」に基づく協議の促進を切にお願い申し上げる次第です。

敬具